

## 「第3次小樽市男女共同参画基本計画(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

1 意見等の提出者数	4 人
2 意見等の件数	53 件
3 上記2のうち計画等の案を修正した件数	4 件
4 意見等の概要及び市の考え方	

No.	ページ等	意見等の概要	市の考え方等
1	2	第2次小樽市男女共同参画基本計画の検証において、「計画の推進のために設定した成果指標では、本市の審議会等における女性登用率や、家庭生活、地域社会、職場の各分野において男女平等となっていると思う人の割合などが目標値に達していない状況にあるため、引き続き「第2次小樽市男女共同参画基本計画」を継承し男女共同参画社会実現に向けた取組を進めて行く必要があります。」とあるが、ここにおける第2次の評価は全く不十分であり、継承すべきか判断できません。	いただいた御意見を踏まえ、2ページの「第2次小樽市男女共同参画基本計画の検証」を別紙のとおり修正いたしました。
2	2	第2次計画の成果指標はほとんど達成していない。そういう状況で第2次計画の施策と事業を継続するとして本計画は無効である。	男女共同参画社会の実現に向けては、男女共同参画意識を持つことが重要と考えており、少しずつ浸透してきているものの、時間を要するものもあるため、状況により事業内容を見直すなど、粘り強く取り組んでいく必要があると考えております。
3	2・7	第2次計画の成果指標:男女共同参画推進講演会の参加者数の目標値、実績値と評価が示されていない。また、本成果指標が第3次小樽市男女共同参画基本計画(以下、「本計画」という。)では設定されていないが、その理由を示してほしい。	第2次小樽市男女共同参画基本計画(以下「第2次計画」といいます。)の成果指標である「男女共同参画推進講演会」の参加者数は、目標値120人に対し実績値は95人であったことから、多くの市民に講演会開催を周知する効果的な方法の検討が必要であると考えております。 また、この成果指標を本計画の成果指標に設定しない理由については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会場の入場制限などがあったことから、参加者数で指標を判断することは目安にはなりますが、指標としては適さないと判断したものであります。
4	2・7	第2次計画の成果指標:男性が育児休暇を取るとは家族として当然であると思う人の目標値、実績値と評価が示されていない。また、本成果指標が本計画では設定されていないが、その理由を示してほしい。	第2次計画の成果指標である「男性が育児休暇を取るとは家族として当然であると思う人の割合」は目標値50%対し現状値47.9%と目標値に近い数字となり、一定程度の理解が進んでいると判断したことや、男女共同参画を取り巻く課題が多様化していることから、指標を精査し、本計画では指標と設定しなかったものであります。
5	2・7	第2次計画の成果指標:男性が介護休暇を取るとは家族として当然であると思う人の目標値、実績値と評価が示されていない。また、本成果指標が本計画では設定されていないが、その理由を示してほしい。	第2次計画の成果指標である「男性が介護休暇を取るとは家族として当然であると思う人の割合」は目標値の50%に対し現状値51.3%となり、目標値に達したことから、一定程度の理解が進んでいると判断したことや、男女共同参画を取り巻く課題が多様化していることから、指標を精査し、本計画では指標と設定しなかったものであります。

No.	ページ等	意見等の概要	市の考え方等
6	2・7	成果指標:市職員の管理職における女性の割合について、令和4年度の実績値18.8%が示されるが、第2次計画の評価としてはどうなのか明確にすべき。	本市では、令和3年4月1日付で「小樽市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、管理職と係長職の女性を増やすことを目標としておりますが、管理職における女性の割合は目標数値より低い状況にあるため、本計画の指標に設定し取り組むことといたしました。
7	2・7・13	第2次計画及び本計画の成果指標:「男女共同参画社会」という用語の認知度について、第2次計画において令和4年度目標値100%としているが、令和3年市民意識調査では52.1%である。なぜ、目標が未達成なのか分析を行うべき。	これまで、講演会やセミナー、パネル展などで、男女共同参画社会に関する周知活動を行ってまいりましたが、結果として、40歳代の女性が一番少なかったことの原因はできておりませんが、広く情報が行き届かなかつたことも一因と考えておりますので、様々な媒体の活用について検討してまいりたいと考えております。
8	2・7・13	第2次計画及び本計画の成果指標:「男女共同参画社会」という用語の認知度について、第2次計画及び本計画の施策の内容は多少の違いはあるものの、(1)男女共同参画に関する広報の充実、(2)男女共同参画に関する情報の提供と活動への支援と同じである。これに対応した小樽市の具体的な行動が定量的に示されていない。このことが第2次計画の成果指標が未達成である主原因と推察される。よって、具体的な活動とこれに対応した定量的な目標を設定すべきである。	本計画は本市の男女共同参画行政の行動プログラムとして策定していますが、計画期間10年と長期にわたる計画であり、策定時点で具体的な行動を定量的に示すことは難しいと考えております。 本計画では各施策には具体的な行動等は示しておりませんが、各施策に設定している主な事業の毎年の実績報告において、定量的な数値の把握に努めてまいります。
9	2・7・15	第2次計画及び本計画の成果指標:「配偶者暴力防止法(DV防止法)」という用語の認知度について、第2次計画において令和4年度目標値100%としているが、令和3年市民意識調査では87.2%である。目標が未達成ではあるが、他の成果指標と比較して達成度は高い。その理由について分析を行い、必要に応じて他の施策にも横展開してほしい。	配偶者暴力防止法(DV防止法)の言葉の認知度に関しては、残念なことではありますが、悲惨な事件などによりDVという言葉の認知度が高まっていることが考えられます。 また、本市においても市内の公共施設や商業施設等にDV防止カードを設置しているほか、DVに関するリーフレットを作成して関係各所に配置し、DVの早期の発見や相談窓口の周知を行っており、このような事業により、一定の効果があつたものと考えております。 他の施策への横展開については、今後の検討課題とさせていただきます。
10	2・7・19	成果指標:市職員の管理職における女性の割合について、市職員の女性比率を小樽市の女性比率55%近くに高めることを意識して女性の採用比率も成果指標に設定したほうがよい。	原則として競争試験により職員を採用しており、地方公務員法の規定上、女性であることを要件とした採用はできないことから、女性比率の設定は難しいものです。
11	2・7・19	成果指標:市職員の管理職における女性の割合についてに対応した施策「市の女性職員の職域の拡大と管理職への登用促進」は第2次計画と全く同じであり、更に定量的な行動が示されていない。次のような施策を追記するべきである。(1)市職員の女性の採用率を55%にする、(2)市の審議会、委員会に出席要請をする団体の職員に占める女性比率を50%以上とすることを要請する。(3)市内民間企業の女性比率を把握し公開する。	(1)の採用率はNo.10に記載のとおりです。その他については、御意見としてお受けします。

No.	ページ等	意見等の概要	市の考え方等
12	2・7・19	第2次計画及び本計画の成果指標:市の審議会等における女性登用率について、第2次計画において平成24年4月35%→令和4年度目標値45%としているが、令和4年実績35.4%と10年間全く成果なしと判断できる。なぜ、目標が未達成なのか分析を行うべき。本計画において、登用状況の把握と公表及び女性の積極的な選考や団体推進に当たっての協力依頼が施策の内容となっているが、目標を達成する施策とは思えない。小樽市における男女人口比を意識して令和5年度から目標値は55%にすべきである。実行施策として次を提案する。①女性を委員として選考できない団体は委員会への出席を見送る。該当団体へは文書での参加を依頼する。②市民による委員を従来と比較して倍増させ、更に女性の比率を高める。③前述の提案などを本計画に明記する。	成果指標である「市の審議会における女性登用率」の目標が未達成である理由については、審議会に多い団体の役職者等に女性が少ないことが一因と考えております。 令和13年度目標値については、まずは第2次計画の数値である45%を目標とし、本計画に包含されている、女性活躍推進計画を確実に推進することで、審議会委員となる役職への女性登用を進めてまいりたいと考えておりますので、御提案の内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。
13	2・7・20	第2次計画及び本計画の成果指標:職場で男女平等となっていると思う人の割合について、第2次計画において平成23年市民意識調査13.4%→令和4年度目標値40%としているが、令和3年市民意識調査も13.4%と同じであり、全く成果がないと判断できる。なぜ、目標値が未達成なのか、更になぜ向上しないのか分析を行うべき。	成果指標である「職場で男女平等となっていると思う人の割合」の目標が未達成である理由については、就労の場においては、現在でも、性別による固定的な役割分担意識が残っており、出産や育児などのために退職する女性がいることや、パートタイム労働者には女性が多いことなどが男女平等となっていると思う人が増加しない一因と考えております。
14	2・7・21	第2次計画及び本計画の成果指標:家庭生活で男女平等となっていると思う人の割合について、第2次計画において平成23年市民意識調査26.2%→令和4年度目標値50%としているが、令和3年市民意識調査29.5%と10年間の成果は著しく低いと判断できる。なぜ、目標値が未達成なのか分析を行うべき。本計画において「家事・育児・介護等家庭生活における固定的な性別役割分担意識を解消するために各種講座などの学習機会や情報を提供します。」が施策の内容となっているが、この活動を定量的に評価できるように、学習機会数、学習を受ける市民数、発信する情報数も成果指標として登録すべきである。	市民意識調査では、家庭生活で男女平等と思っている割合は男性に多く、家庭内の家事分担においては、ほとんどの項目で妻が中心と答えた割合は男性より女性の方が多という結果になりました。このことから、性別による認識の違いがあるため、家庭内での役割分担など、各家庭の事情にもよるところもあるのではないかと考えております。 本計画では各施策には具体的な行動等は示しておりませんが、各施策に設定している主な事業の毎年の実績報告において、定量的な数値の把握に努めてまいります。
15	2・7・21	第2次計画及び本計画の成果指標:「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」という言葉の認知度について、第2次計画において令和4年度目標値50%としているが、令和3年市民意識調査は34.3%である。なぜ目標が未達成なのか分析を行うべき。	これまで、男女共同参画情報誌やパネル展などにより周知活動を行ってまいりましたが、結果として「聞いたことがない」の割合が約40%であったことから、広く情報が行き届かなかったことが一因と考えておりますので、様々な媒体を活用した市民への周知を検討するとともに、事業者への周知にも取り組んでまいりたいと考えております。
16	2・7・24	第2次計画及び本計画の成果指標:地域社会で男女平等となっていると思う人の割合について、第2次計画において平成23年市民意識調査29.9%→令和4年度目標値50%としているが、令和3年市民意識調査24.2%と10年前より低下している。なぜ目標が未達成なのか、更になぜ低下しているのか分析を行うべき。	成果指標である「地域社会で男女平等になっていると思う人の割合」が目標値を達成せず、10年前より低下していることについては、平成23年に実施した市民意識調査を男女別で見ると、平等と感じている方が男性35.7%、女性24.9%に対し、令和3年の調査では男性31.3%、女性17.6%と、特に女性の数値が低下していることから、固定的な性別役割分担意識が解消されていないものと考えております。
17	7	成果指標「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に同感しない人の割合が、今回の計画から追加された。どのような理由からこの成果指標を設定したのか。	本計画の成果指標は、基本方向ごとに設定しており、この成果指標は、基本目標Ⅰ「人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」の基本方向Ⅰ「男女共同参画の意識の浸透」に係る市民意識を確認するために設定したものです。

No.	ページ等	意見等の概要	市の考え方等
18	7	成果指標「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に同感しない人の割合は、とてもメッセージ性が弱い。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方は間違っていると思う人の割合などとするべき。	国の世論調査及び他の自治体の調査においても同じ文言で調査をしているところが多く、国や他の自治体との比較を行うことを考慮し、この表現にしています。
19	7	成果指標:子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率について、第2次計画にはない成果指標が新設されているが、健康増進計画での指標になっているのであれば、本計画の指標にする必要があるのか。	本計画では、基本方向に1項目以上の成果指標を設定しており、がん検診の受診率は基本方向9「安心して暮らせる環境の整備」に対する成果指標として設定したもので、男女共同参画社会形成のための基本となる健康づくりにおいて、女性を対象とした検診の受診率を指標としたものです。
20	7	成果指標No.2, 3, 5, 8, 9, 10, 11についての目標値は100%であるのが望ましいものなので、現実的でなくてもR13年度目標値は100%と設定したほうが良いと思います。目標値さえクリアできれば良いという安易な考えを持たないためにも、せめて〇〇%以上と表現したほうが良いと思います。同様にNo.6と7についても50%に近いほうが良いのですから、50±5%のような標記にしたほうが良いと思います。	1指標については、北海道の成果指標などを参考にしたほか、2次計画で未達成のものは目標値を引き継いでおります。指標の中には100%が望ましいものもありますが、意識の向上を図るものも多いため、段階的な目標を設定したところであります。
21	7・13	成果指標「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に同感しない人の割合に対応した施策として、男女共同参画社会基本法の理念とされる第3条～第6条が通常の生活において目に触れるような環境を作ることを考えたかどうか。例えば、広報おたるに毎月掲載する、ホームページトップに大きなバナーを設置する、市内の路線バス車内に常時掲示する等。	本計画は男女共同参画社会基本法の理念を尊重して策定しており、法の理念は本計画にも記載しておりますが、市のホームページ内にも男女共同参画の重要性等を掲載していきたいと考えております。
22	7・14	成果指標:学校生活で男女平等となっていると思う人の割合について、前回調査より減少傾向にあると示されるが、その原因は何を想定したのか。	前回調査と比較すると、「男性が優位」と思う人の割合が増加したことにより、「平等となっている」と思う人の割合が減少していることから、本計画では成果指標に設定し、各施策に取り組むことにいたしました。市民意識調査は市民の意識の現状と変化を把握することを目的としているため、その原因までは調査しておりませんので、原因の調査については今後の課題とさせていただきます。
23	7・14	成果指標:学校生活で男女平等となっていると思う人の割合についてに対応した施策「学校における男女共同参画の意識づくり」は第2次計画と全く同じであり、これでは目標値を達成するとは思えない。	意識調査の結果を受け、さらなる施策の推進が必要であるものと考えていますので、効果的な事業を検討してまいりたいと考えております。
24	7・14	成果指標:学校生活で男女平等となっていると思う人の割合が前回調査から減少傾向にある理由の一つとして、職場及び家庭生活で男女平等となっていると思う人の割合が低位であることから、親の影響があると推察する。この視点で施策の見直しが必要と考える。	市民意識調査は幅広い年代で実施しているため、親世代の回答がどの程度影響しているかは不明ですが、学校生活で男女平等となっている人の割合が前回調査と比較し減少しているという結果であったことから、親世代の意識の浸透を図るとともに、引き続き、学校における男女共同参画の意識づくりに取り組んでまいりたいと考えております。
25	7・16	成果指標:「LGBT」という言葉の認知度に対応する施策に、多様な性への理解促進にパートナーシップ制度の導入がある。本計画の計画期間が令和14年度までなのだから、制度導入年度を令和10年度等と、目標時期を示すべきである。	本計画においては、パートナーシップ制度の導入について位置付けることとしており、導入時期については定めておりませんが、令和6年1月の導入を目指しているところです。

No.	ページ等	意見等の概要	市の考え方等
26	7・25	成果指標:子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率についてに対応する施策は「母子保健の推進」と推察するが、第2次計画と全く同じ施策(文面)である。これでは目標値は達成されない。小樽市の活動(施策)を見直し、定量的な指標を示すべきである。	成果指標の子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率は「健康教育の推進と疾病予防対策の充実」に対応する指標であり、女性の各種健康診査の受診率を高め、疾病の早期発見や生活習慣病の予防に努めるものですが、本計画では各施策には具体的な行動等は示していませんが、各施策に設定している主な事業の毎年の実績報告において、定量的な数値の把握に努めてまいります。
27	10～25	25の施策が設定されているが、この施策(行動)に対応した定量的な指標を設定し、施策(行動)の見える化を実施し、適正なPDCAを設定すべきである。成果指標に着目して市民意識調査で実態を把握する運営では、施策の有効性などを評価できない。	PDCAサイクルは設定していませんが、計画期間内であっても、国の動向や社会情勢、市民意識調査の結果など必要に応じ見直すこととしております。
28	13	男女共同参画に関する情報の提供と活動への支援として、市民意識調査を5年ごとに実施するとあるが、ホームページのアンケート機能などを活用して毎年調査すべきであり、本計画に明記してほしい。	市民意識調査は意識の変化を把握するものであることから、他自治体の例を見ても現状では一定の間隔で調査をすることが適当と考えておりますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
29	13	第2章基本方向1(1)で、情報誌の発行、講演会、セミナー、パネル展などの開催をあげていますが、このようなものは最初から肯定的な方々にしか手に取らず、本当に啓発しなければならない否定的な人たちは見ないと思うので、意識を変えてほしいと思う人々に確実に届く啓発方法を検討したほうが良いように思います。以降の基本方向の中にも多数「広報」という手段が見られますが、同じ理由で、広報に頼るのは良くないと思います。	否定的な考えをお持ちの方の意識を変えていくことは大変難しいことだと思いますが、広報誌やセミナー、パネル展などにより意識の浸透を図り、社会全体で男女共同参画に対する意識を持つことが大事だと考えております。御指摘のとおり、様々な考えをお持ちの方々に伝わるような啓発方法も必要なことであると考えておりますので、今後の課題とさせていただきます。
30	14	基本方向2に対応した施策(1)学校における男女共同参画の意識づくり、(2)男女の自立に向けた生涯学習の推進に対応した小樽市の具体的な行動が定量的に示されていない。よって、具体的な活動とこれに対応した定量的な目標を設定すべきである。	本計画では各施策には具体的な行動等は示していませんが、各施策に設定している主な事業の毎年の実績報告において、定量的な数値の把握に努めてまいります。
31	14	基本方向2(3)ですが、学校の生徒は思春期を迎える時期で、異性を強く意識する時期です。思春期が男女共同参画へプラスに働くのか、マイナスになるのか非常に繊細な問題のように思います。そのことについて考慮されているのか疑問に思いました。基本方向2(3)に、基本方向4(8)と(9)も合わせて慎重に生徒へ教育した方が良いように思います。	学校においては授業や行事などの様々な学校の活動を通じて、児童生徒の発達段階に応じた人権の尊重や男女平等などの男女共同参画意識を育てる指導を行っております。
32	15	DV被害を受けたことのある者、被害者を知っている人が前回調査から増加傾向にある中で、施策の内容は被害発生後のものである。施策名に暴力からの根絶とあるのだから、暴力被害を発生させない具体的な施策が必要ではないのか。	現在、本市では、DV事例と相談窓口を記載したカードやリーフレットの配置、市内の高校1年生に向けてデートDVについての周知など、DVへの早期の気付きに関する周知活動を実施しておりますが、その他にどのような取組ができるか検討してまいりたいと考えております。

No.	ページ等	意見等の概要	市の考え方等
33	15	基本方向3で”暴力の根絶”がありますが、この中でぜひ”痴漢は性暴力であり犯罪”ということと、「性的同意」という考え方を入れてもらえないでしょうか。たとえば夫婦であっても性的同意が必要だということを広げていきたいと思えます。	<p>いただいた御意見を踏まえ、15ページの記載を以下のとおり修正いたします。</p> <p>6-9行目 『このような状況に対して、DVをはじめ、性暴力や児童、障がい者、高齢者等への虐待などあらゆる暴力に対する予防のための啓発に努めるとともに、多様化する相談内容に対応するため、関係機関や団体との連携を強化し、女性相談の充実を図ることで、被害者の早期発見と、適切な被害者の保護に努めます。』</p> <p>施策の内容(7)人権の尊重と暴力防止に関する啓発活動の充実 『性暴力や児童、障がい者、高齢者等への暴力や虐待は、自ら声を上げることができないケースも多いことから、関係機関と連携を図り早期発見に努めます。また、これらを予防するための広報や啓発活動を実施します。』</p>
34	16	多様性を認め合えるよう、私たちが性自認やその性の尊重について学び理解を深めていくことは大切だと思いますが、この部分で性の尊重と並列して「母性の重要性」と標記されることに、違和感というか目に見えない「しぼり」のようなものを感じました。女性の人権尊重の視点から「性と生殖に関する健康と権利」の考えについて、小樽市でも浸透を図るとありますが、「妊娠や出産」という母性の重要性を深めることが前提のような進め方に違和感があります。私たち女性には「産まない」という選択、「産めない」という状況もあります。また「産む産まない」に興味関心のない人もいます。「妊娠出産」「母性重要」などの表記はそうでない立場の者からすると「自分は何か欠如した人間」「対象外なのか？」という思いを抱いてしまいました。「性と生殖に関する健康と権利」の浸透に下線部分の表記は不要だと思いました。	<p>いただいた御意見を踏まえ、16ページの記載を以下のとおり修正いたします。</p> <p>1行目-6行目 『個人の尊厳の確立は、男女共同参画の根底をなす考え方です。自らの性を大切にしながら、互いの人格を尊重し合う心豊かな関係を築くために、誰もがそれぞれの性や心と体について、理解を深めることが大切であることから、互いの性を理解し尊重し合うことの必要性の啓発や学習の推進に取り組むとともに、女性の人権尊重の視点から、「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の考え方の浸透を図ります。』</p> <p>施策の内容(8)互いの性を尊重する意識の浸透 『男女の性の違いを認識し、性の尊重や母性保護に対する理解を深めるとともに「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の浸透を図ります。性の尊厳を幼いうちから認識できるよう性教育の推進を図るとともに、援助交際や売買春行為等の社会的犯罪性について周知します。』</p>
35	16	第2章の基本方向4「多様性を尊重する意識づくり」の中で、「性の尊重や母性の重要性」とある言葉に違和感を感じました。「母性の重要性」という表現では、ジェンダー不平等に感じてしまいます。母性保護が大事という意味合いでのことでしょうか？他の章などでは「母性保護」とあるので、「母性保護」という表現がいいのではないかと思います。	
36	16	第2章の基本方向4「多様性を尊重する意識づくり」の中で、「援助交際や売買春行為等の社会的犯罪について周知します」というのは子ども達に”援助交際”や”売春”はだめということを教えるということでしょうか？自分の体や人生を大切にするために伝えなくてはならないとは思いますが、むしろ、少女らを買ったり、性的搾取する大人の方を問題にすべきではないでしょうか。	<p>この施策の主な事業は性の尊厳や母性保護に関する各種講座や研修会の開催や「出会い系サイト」等コミュニティサイト利用による性犯罪に周知、書店などへの立ち入り調査による有害図書等の環境浄化としており、児童・生徒を対象とした性教育など、若い世代を対象にしており、性の尊厳について正しい理解につなげることで、犯罪被害の予防や行為の発生抑制に重点を置いたものです。</p>
37	19	基本方向5(10)で、ただ女性であるからという理由だけで選ぶのは男性への差別であり不平等だと思います。性別による差別をせず、公募者の能力を平等に評価し、審議会委員に適しているか、きちんと評価することが真に男女共同参画であると思えます。むしろ、女性の公募を増やすような施策があると良いと思えます。基本方向5(12)も同様です。	<p>審議会委員となる各団体の代表者等に女性が少ないことから、男性が多くなる傾向にあります。</p> <p>委員の推薦に当たっては、可能な限り女性委員の推薦の依頼や市民公募委員の女性の登用などについて、引き続き、取り組んでまいります。</p>

No.	ページ等	意見等の概要	市の考え方等
38	20	第2次計画及び本計画の成果指標:職場で男女平等となっていると思う人の割合について、市民意識調査の結果から85%以上の市民が男女不平等な状態であると意識しているのだから、その原因を調査して施策を再設定するべきである。就業機会や待遇面について本当に不平等な状態が継続しているのであれば法的処置を施すべきである。	就労の場においては、現在でも、性別による固定的な役割分担意識が残り、出産や育児のため女性が退職することや、パートタイム労働者には女性が多いことなどが一因と考えております。このことから、企業に対する制度の周知を継続していく必要があると考えており、まずはこうした取組を進めてまいりたいと考えております。
39	20	第2次計画及び本計画の成果指標:職場で男女平等となっていると思う人の割合について、勤労に関する実態調査と相談の充実として、労働実態調査を定期的実施し、男女の労働実態を把握するとあるが、第2次計画においても同じ文面が記載されている。第2次計画の期間に行われた実態調査結果を示し、新規施策を提示すべきである。	本計画では、基本方向Ⅱ「あらゆる分野における男女共同参画の推進」を女性活躍推進計画に位置付けておりますので、まずは各施策を確実に実施し、施策については状況に応じて検討してまいりたいと考えております。
40	20	第2次計画及び本計画の成果指標:職場で男女平等となっていると思う人の割合について、職場において男性が優遇されているとの回答は約62%に上ったとあるが、男性が優遇されている事実を小樽市は確認したのか。	市民意識調査では、市民の意識の現状と変化を把握することを目的としているため、何に対して男性が優遇されているのかまでは調査しておりませんので、今後の課題とさせていただきます。
41	20	第2次計画及び本計画の成果指標:職場で男女平等となっていると思う人の割合について、女性固有の出産及び体力的な要素から、企業が男性を優先して採用する・評価する傾向は顕著であり、この部位に踏み込んだ施策を策定しなければ成果指標の50%は実現できない。障がい者がある比率で就業させないと大企業は税的なペナルティを課せられるが、同様の考え方で女性の従業員比率がある水準を超えた場合は、小樽市が報奨金を企業に支払うなどの工夫が必要と考える。しかしながら業種によって従業員男女比率は変動する配慮は必要である。	職場での男女平等には多くの課題があると認識しており、本計画に位置付けた女性活躍推進計画を確実に推進していく必要があると考えております。いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。
42	20	基本方向6就労の場における男女共同参画の推進の事業の中で、(12)市の女性職員の職域拡大と管理職への登用推進とありますが、本当にそのとおりだと思います。まず、市が手本になるべきと考えます。女性の多い医療や保育、介護の職場と男性が多い職場では昇進に差があります。女性の多い職場では職員が数十人いても管理職が1~2人、男性が多い職場は1人~数人でも在職が長いと昇進します。必然的に生涯賃金と年金に差が出てしまいます。ぜひ、是正してもらいたいと思います。	本市では、令和3年4月1日付で「小樽市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、目標値を設定し管理職と係長職の女性を増やすことに取り組んでおり、今後も目標達成に向けて取組を継続いたします。
43	21	成果指標:家庭生活で男女平等となっていると思う人の割合についてに対応する施策:家庭生活における男女共同参画の推進として、家事・育児・介護等家庭生活における固定的な性別役割分担意識を解消するために、各種講座などの学習機会や情報を提供すると掲げているが、各種講座向けに用意されている情報(コンテンツ)を新聞チラシ、広報おたる、ホームページ、お友達LINEなどの媒体を通じて相当頻度発信するなどの新たな施策が必要と考える。	各種講座などの学習機会に多くの方が参加するために、情報の発信は重要な事ですので、いただいた御意見を今後の取組の参考とさせていただきます。
44	21	家事・育児・介護等家庭生活における固定的な性別役割分担意識とは具体的に何かを示す情報(コンテンツ)を明確にし、ホームページに常時掲載するとか、男女共同参画の日を毎月10日等に設定し、市民に具体的な行動を要請するような施策が必要と考える。	市のホームページ内に男女共同参画の重要性等を掲載していきたいと考えておりますので、その中で固定的な性別役割分担意識の解消の必要性についても掲載していきたいと考えております。

No.	ページ等	意見等の概要	市の考え方等
45	21	第2次計画及び本計画において施策の内容として、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及と浸透に努めるとあるが小樽市の具体的な行動が定量的に示されていない。このことが第2次計画の成果指標が未達成である主原因と推察される。よって具体的な活動とこれに対応した定量的な目標を設定すべきである。	本計画では各施策には具体的な行動等は示しておりませんが、各施策に設定している主な事業の毎年の実績報告において、定量的な数値の把握に努めてまいります。
46	21	成果指標:「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」という言葉の認知度を向上させるためには、仕事以外の生活に割り当てられる時間の確保が必要である。働き方改革などにより勤務先で拘束される時間(勤務時間だけでなく夜の懇談会、自宅と勤務先・出張先の移動時間等も含む。)がどの程度短縮されたかを継続して実態調査をするなどが必要と考える。	ワーク・ライフ・バランスは事業者側においても労働力不足に対応するためにも必要なことであることから、現状を踏まえ、まずはワーク・ライフ・バランスという言葉の認知度向上と浸透を図る必要があると考えておりますが、いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。
47	21	基本方向7(18)で、育児については単純に男女平等にはできないと思います。なぜなら、科学的に子供の成長過程で自我の正常な形成のために絶対的に母親を必要とする時期があるとされているからです。このような科学的な性差の見地が学習機会や情報提供に含まれているのか、少し不安に思いました。	家庭生活における男女共同参画の推進は、家事・育児・介護などの家庭生活の全てを男女平等にするということではなく、これまで女性が中心となっている家庭内の家事等に男性も参画し、女性の負担軽減を図り、あらゆる分野で女性が参画しやすい体制づくりをするものです。
48	24	本計画の成果指標:「地域社会で男女平等となっていると思う人の割合についてに対応する施策」地域活動における男女共同参画の推進として、町内会活動に女性の視点が反映されるよう女性役員の拡大を掲げているが、全く施策が不十分である。町内会の役員の半数以上が男性であることや、町内会活動の意思決定場面に女性である区長・班長等がどの程度関与しているのか丁寧に事実確認すべきである。町内会の区長・班長の女性比率は50%に近いのではないかと推察している。	町会では役員のなり手不足などの課題がありますので、まずは実態把握に努めてまいります。
49	25	基本方向9(22)と(25)は、市民意識調査の回答の答えとは違うように思います。「安心して高齢期を迎えられる環境整備」や「子育てや保育のサービスの充実」とは、(軽費の)老人ホームや保育園の拡充を望む声ではないかと思うのですが、質問者と回答者の間にコミュニケーションエラー等はないのでしょうか。	男女共同参画を進めるために市に望むことという質問に対する回答であるため、少子高齢化や核家族化の進展に伴い、将来の生活に不安を抱える高齢者や仕事と育児の両立に不安を抱える子育て世代への支援を望んでいるものと考えております。
50	29	計画の進行状況の公表として、年1回ホームページにて公表するとある。No.27のとおり、施策には定量的な指標が設定されていないので、進捗率、施策の有効性などは不明と想定される。	公表に向けて施策の進捗状況を整理することにより、事業の振り返りができるとともに、市民の皆様に男女共同参画に係る取組の周知につながるため、年1回の公表は必要であると考えております。
51	29	条例制定に向けた検討・研究として「条例の制定についての検討・研究を進めます。」とあるが、第2次計画について同じ文面が示され、ここに10年間全く進捗がないように判断できる。条例制定に関する2次計画での成果を示し、本計画では条例制定する年度を令和10年度等と宣言すべきである。	条例の制定については、今後の課題として捉えておりますが、まずは本計画を確実に推進することにより男女共同参画社会の実現を目指していきたいと考えています。



No.	ページ等	意見等の概要	市の考え方等
52	32～38	主な事業として119記載されているが、100は第2次計画に記載される。更に、どの事業についても定量的な指標が示されていない。第2次の計画は成果指標レベルの評価では失敗と判断でき、その根拠となる事業を継承するような本計画は認められない。今から10年後の令和14年度においても10年前に設定した事業を適用するようなことがおかしいと判断できないのかと、小樽市の思考停止を心配する。	本計画案を策定する上で、施策の方向性や考え方は同じものもありますが、本計画は、2次計画の状況や市民意識調査、多様化する課題を踏まえたものであるため、事業内容については、進捗状況を把握の上、検討してまいりたいと考えております。
53	—	どうしても女性は、出産・育児で休業や労働時間短縮を余儀なくされると思うのですが、男女が共同で金銭的に不当たりせずに生活するには、そのような女性も離職することなく正職員で居続けられる施策が必要だと強く思っています。そのためには、女性職員を解雇せず、非正規職員への格下げもせずに有給で雇用し続けることに対する企業の負担を軽減する施策が不可欠だと思いますが、そのような項目が見つけられず、果たして効果のある計画なのか、少し疑問に思いました。	女性の雇用面や待遇面に関しては、長期的な視点に立った制度の構築が必要であり、基本的には国において実施するものだと考えております。本市においては、そういった制度の周知に努めていく必要があるものと考えておりますが、自治体レベルでこういった取組ができるのか、今後の課題とさせていただきます。

\* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

\* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。